

令和5年第8回

荒川区教育委員会定例会

令和5年4月28日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第8回定例会

- | | | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時 | 令和5年4月28日 | 午後2時00分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
坂 田 一 郎
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
教育施設担当課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
田 中 欣 也
佐 藤 彰 洋
下 条 知 淑
杉 山 茂
原 田 正 伸
齋 藤 一 幸
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 1 5 号 令和 6 年度から使用する小学校教科用図書採択に係る選定調査会への調査依頼項目について

(2) 報告事項

ア 荒川区立学校等における医療的ケア児支援事業について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和5年第8回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

1月27日開催の第2回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認いただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは承認といたします。

2月10日開催の第3回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。本日は審議事項1件、報告事項1件となっております。

初めに、議案第15号「令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について」を議題といたします。下条指導室長、説明をお願いします。

指導室長 それでは、議案第15号、令和6年度から使用いたします小学校教科用図書の採択に向けて、教科用図書の調査研究に当たります選定調査会へ調査を依頼する項目を提案するものでございます。御手元、資料3ページを御覧ください。

教育委員会は教科用図書に関する調査研究を行うために学識経験者等の構成からなる教科用図書選定調査会を設定いたします。その選定調査会に対しまして教育委員会より教科用図書の調査研究を依頼する項目を今回、御提案するものでございます。

調査依頼項目につきましては5項目でございます。まず1点目、内容でございます。特色につきましては、例えば1年間の学習の進め方等見通しを持って子どもたちが学べるよう、教科書内には分かりやすく工夫されて示されているといったようなことでございます。量につきましては、児童の発達段階に応じた量的に適切であるかどうか。内容構成のバランスにつきましては、学習指導要領の内容が網羅されているかどうか、また、発展及び補充教材等の扱いも配慮されているかどうかといった点でございます。

次に2点目、表現でございます。表記・表現につきましては、子どもたちが理解しやすい、また誤解を生むような表記・表現はないかどうか。挿絵、図、グラフ、写真等の資料につきましても分かりやすい工夫、資料になっているかどうか、また最新の資料であるかどうか。

現代的な課題への配慮などがなされているかどうかといったものでございます。

3点目は学習活動でございます。これは学習指導要領におけます「主体的・対話的で深い学び」といった児童の学びの姿に対しまして、問題解決的な学習活動や言語活動を重視して指導が進められるような配慮がなされているかどうかという点でございます。

4点目は使用上の便宜でございます。印刷製本等につきまして耐久性、堅牢性など、また特別支援教育への配慮、ユニバーサルデザインといった視点からの配慮がなされているかどうかでございます。

5点目は地域性でございます。荒川区に関係した内容というところで、こちら記述してございますが、荒川区の特色、例えば下町、都電、伝統工芸、職人、図書館、タブレット、英語、商店街、そういった荒川区に関係した記述につきましてもそうした捉え方があるかどうかといったところでございます。

以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

小林委員 調査項目を提案するというところで、見せていただきましたが、重要な内容が書かれていると思います。その上で、少し具体的な内容を盛り込んでいただけると、こちらとしても判断がしやすいので、その点はお願いしたいと思います。例えば学習活動の中で「主体的・対話的で深い学び」ということで、これは大切な部分だと思うのです。これからの学力を考えると、問いを立ててさらに考える力というのは重要です。その辺りを少し具体的な表現で記述していただくと助かりますので、よろしくお伝えください。

指導室長 今、御指摘いただきました点につきましては、今後十分配慮しながら進めてまいります。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

坂田委員 今の小林先生と同じなのですが、前回は申し上げましたが、せっかく専門家の方々がいらっしゃいますので、例えば専門的な内容がこの教科書は相対的に多く含まれているとか、この教科書は比較的平易なものが多いとか、どのような特徴を持つなど、そういうことをできるだけ客観的な表現で、せっかく入っていただいている方々の専門性を生かした調査もお願いできればと思います。

指導室長 今、頂きました御意見につきましても、専門部会の先生方にもしっかりとお伝えして議論、また調べていただけるようにしてまいります。ありがとうございます。以上です。

教育長 そのほかいかがでしょうか。長島委員。

長島委員 内容のところにある発展・補充の教材というのは、教科書の中の話ですね。

指導室長 はい。

長島委員 教科書以外に資料集とかQRコードとか、そこと教科書との関連とといいますか、扱い方というか、そこら辺についても具体的に幾つか示してもらえるとありがたいなと思います。

指導室長 今、御意見頂きましたように、今回の特徴としましては二次元コード、QRコードを使ってウェブ上の動画などを生かすといった教科書が増えたと聞いております。そうした今回の特徴を踏まえまして、資料の結果報告に生かしてまいりたいと思います。

繁田委員 現代的課題のことが表現のところに出てくるのですが、内容のところにも小学生が知っておくべき現代的課題がちゃんと取り上げられているかというのは入れておいてもいいのかなと思いました。以上です。

指導室長 今回項目には出しておりませんが、実際の指導室に届いている教科書等を見てみますと、現代的な課題、例えばいじめの問題、また新型コロナウイルスに関しての記述やLGBTQなど性の多様性に関する記述が目立っております。そうしたところも含めて、先生方ときちんと意見を交換しながら報告をさせていただきたいと存じます。

繁田委員 分かりました。結構です。

教育長 そのほかございますでしょうか。特にないようであれば、これをもちまして質疑を終了いたします。

議案第15号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 討論を終了いたします。議案第15号につきまして原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議ないものと認めます。議案第15号「令和6年度から使用する小学校教科用図書

の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について」は原案のとおり決定といたします。
続きまして報告事項に移らせていただきます。報告事項ア「荒川区立学校等における医療的ケア児支援事業について」を議題といたします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 「荒川区立学校等における医療的ケア児支援事業について」御説明をさせていただきます。5ページを御覧ください。

1番の背景といたしましては、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月18日に施行され、在籍する医療的ケ

ア児に対し適切な支援を行うことが学校の設置者の責務として明記されました。

2番の教育委員会としての基本的な考え方でございます。(1)教育委員会及び幼稚園・小中学校等につきましては、保護者、医療機関、関係諸機関と連携し区立学校等における医療的ケアの充実を図ります。(2)教育委員会及び幼稚園・小中学校は医療的ケア児の就園・就学に当たり、可能な限り保護者が希望する園・学校で医療的ケアを安全に実施するための体制整備に努めます。(3)知的障がいや肢体不自由などの障がいのある医療的ケア児につきましては、障がいの程度や状況に応じてその子どもにとって最も適切と考えられる就学先を就学相談委員会等での検討を踏まえ、教育委員会として判定いたします。(4)教育委員会及び幼稚園・小中学校は教職員や保護者、幼児児童生徒の医療的ケアに対する理解を深める取組を推進いたします。

3番の事業内容でございます。(1)看護職員の配置事業です。ガイドラインに基づきまして原則医療的ケア児1人につきまして看護職員を在籍校(園)に1人配置いたします。(2)学校教職員への医療的ケア研修。医療的ケアに対する理解を深める取組として研修を実施いたします。(3)指導医の委嘱でございます。学校医とは別に医療的ケアに知見のある医師を委嘱し、区立学校等が医療的ケアに関する指導助言を直接医師から受けられる体制を構築いたします。(4)医療的ケア児支援アドバイザーの委嘱でございます。医療的ケア児の学校(園)生活における総合的な支援に関する助言や意見を、外部専門家から直接受けられる体制を構築いたします。(5)就学相談委員会及び医療的ケア児相談部会の開催です。就学に当たり医療的ケア児にとって最も適切と考えられる就学先の判定と必要な医療的ケア及び実施体制の検討を行います。

では、中身を少しだけ御説明させていただきます。11ページを御覧ください。5番、医療的ケアの実施体制でございます。教育委員会、学校等、保護者、看護職員、医師等が連携・協力して医療的ケアの実施体制を構築、図1の参照でございます。下に看護師の配置、そして12ページを御覧ください。指導医の委嘱。そして役割分担として教育委員会の役割、そして学校の役割、続きまして14ページに保護者の役割を掲載させていただいております。(5)校外学習につきましては御覧のとおりでございます。

では、16ページを御覧ください。6番の就学相談から医療的ケア実施までの流れを掲載させていただいております。基本的に就学相談をして、判定をいたします。その判断方法の中で保護者が区立学校を選択、希望するならば、申請書を出していただきまして、就学相談委員会、医療的ケア児相談部会を開きまして協議を行い、そして、医療的ケア実施に向けて看護師等を配置していくという流れになってございます。

8の医療的ケア実施準備以降に関しましては、それぞれの対応を掲載させていただきますし

た。どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

教育長 中身が細かくなってしまうので恐縮でございますけれども、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。繁田委員。

繁田委員 1点だけ確認を。看護職員の配置のところですが、原則、ケアの必要な児童1人について看護職員1人なのですが、その下に場合によって必要な時間のみであったり、あるいは1人の職員が複数の児童をと書いてある。この判断はこの看護職員がするのではないですよね。どなたがされるのですか。

教育センター所長 先生がおっしゃられました判断につきましては、基本的に主治医の判断を仰ぎまして、指導医と御相談させていただいて、看護師をどのくらい派遣するかということを決めさせていただきたいと思っております。

繁田委員 分かりました。多分担当する先生は現場を見ていないので、どのくらい上手に、例えばインスリンの注射ができるかということまでは見られないと思うので、看護職員とよく連絡を取り合って、連携して御判断いただけたらと思います。

教育センター所長 しっかり看護職員と主治医、また指導医の判断を仰ぎながら、連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

繁田委員 慎重になりすぎてあまりぞろぞろ看護職員がいるのがいいとは全然思わないので、その辺の判断を適切に行っていただけたらと思います。以上です。

教育長 どうもありがとうございます。今後とも御相談、御助言を仰ぐ機会もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

坂田委員 このガイドラインは、作成するのにかなり専門性を要するものだと思うのですが、どういう体制でガイドラインを策定されたのでしょうか。

教育センター所長 こちらのガイドラインにつきましては、文部科学省の方から医療的ケア実施支援資料というものがございまして、そちらを参考にして教育センターの特別支援教育係を中心に作成させていただいております。

坂田委員 実際に例えば看護師の方とかにガイドラインを見せて、意見を聞くとかそういうことではないのですか。

教育センター所長 区の医療的ケア部会というのがございまして、そちらの方に実施要綱を見せておりまして、そちらの方で御意見を頂いて作成をさせていただいております。

坂田委員 実際に携わられる方々が見て、齟齬のないものというか、そういう方の目線で見ると、良いものであることが大事だと思います。

教育センター所長 そういった専門家の皆さんの御意見も伺いながら、また、もし改定が必要

ならば、修正を加えながら使っていきたい、活用していきたいと思っています。

教育長 坂田先生のおっしゃるように、これはガイドラインですから、実際に個々の事例については、保護者の方々の御意見や御本人の状況も十分見極めながら柔軟に対応していきたいと思っています。

そのほかいかがでしょうか。

長島委員 これから始まることだと思うのですが、学童クラブとかにこにこスクールとかあるではないですか。もしそういった希望が出た場合とか、そこら辺どういう想定なのでしょう。

教育センター所長 学童クラブまたにこにこスクールにつきましては、他課と連携をしながら、そういったお子さんが利用するときにはどうするかというのは相談しながらやっていきたいと思っています。

長島委員 ありがとうございます。

小林委員 医療的ケア児を学校に受け入れるというのは非常に重要です。教育機会の保障という点でも大切ですし、また、ほかのお子さんの教育という意味でも大切だと思っています。それを前提とした上で、校長先生であるとか学級の担任の先生であるとか、負担が増えがちかと思われるのですが、いかがでしょうか。学校の現場が多忙ということで、教員の志望者が激減している状況ということもあり、お伺いさせていただきました。

教育センター所長 13ページに校長と学級担任をはじめとしたすべての教職員の役割は掲載させていただいております。学校の負担にならないような形で看護職員をしっかりと配置してまいりたいとは思っております。学校の方も看護職員に丸投げということがないような形で、うまく連携協力できるような形で、医療的ケアを導入していきたいと思っています。

小島委員 分かりました。よろしくお願いたします。

教育長 小林先生が先ほどおっしゃられたように、医療的ケアを必要とするお子さんが学校に通うことによって、子どもたちが心豊かに、思いやりの心とか助け合う心とかを自然と身に付けられるようになれば、それはよりいいことではないかと思えます。

本件についてはよろしいでしょうか。今後、校長会にも説明してしっかりと実施できる体制を整えてまいりたいと考えてございます。

本日の案件は以上ですが、教育委員会の日程について、山形課長、説明をお願いします。

教育総務課長 37ページを御覧いただければと思います。今回、修正箇所については5月15日10時からのご覧でございます。先日、4月23日に荒川区の区議会議員選挙がございました。新しく区議会議員になられた方が6名ほどいらっしゃいます。今回、全員で32名の区議会議員と行政委員、及び私たち区の理事者などとの情報連絡会、顔合せ会のような

ものをサンパール荒川小ホールで、5月15日の10時から予定してございます。後ほど出欠について御確認させていただければと思います。

また、8月4日、日暮里サニーホール、これが教科書採択になりますので、先ほどの案件も踏まえまして、御出席をよろしく申し上げます。以上です。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第8回定例会を閉会とさせていただきます。

了